

## 新型インフルエンザ

# ワクチン接種について

## Ⅰ 知っていただきたいこと、ご理解いただきたいこと

### 道 志 村

インフルエンザワクチンは症状が重くなったり、インフルエンザで亡くなったりするのを防ぐのに一定の効果が認められています。ただし、万能の解決策ではありません。また、その生産量は世界的に見ても限られています。このパンフレットでは、そのワクチンの活用について、ぜひ知っていただきたいこと、ご理解いただきたいことをまとめました。

### 今回の新型インフルエンザの特徴とは？

感染力は強いのですが、多くの患者さんは軽症のまま回復していますし、治療薬（タミフル・リレンザ）が有効です。ただし、基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）のある人や妊婦さんは重症化する可能性があり、注意が必要です。

### インフルエンザワクチンの接種の意義は？

今回の新型インフルエンザワクチンははじめて作るものですが、これまでのデータから、重症化や死亡の防止には一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていませんから、接種したからといって、かからないわけではありません。

### インフルエンザワクチンの有効性・安全性は？

国内産のワクチンについては、安全性は長年接種されてきた季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられ、有効性もある程度期待されます。輸入されるワクチンに関しては、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種をはじめます。

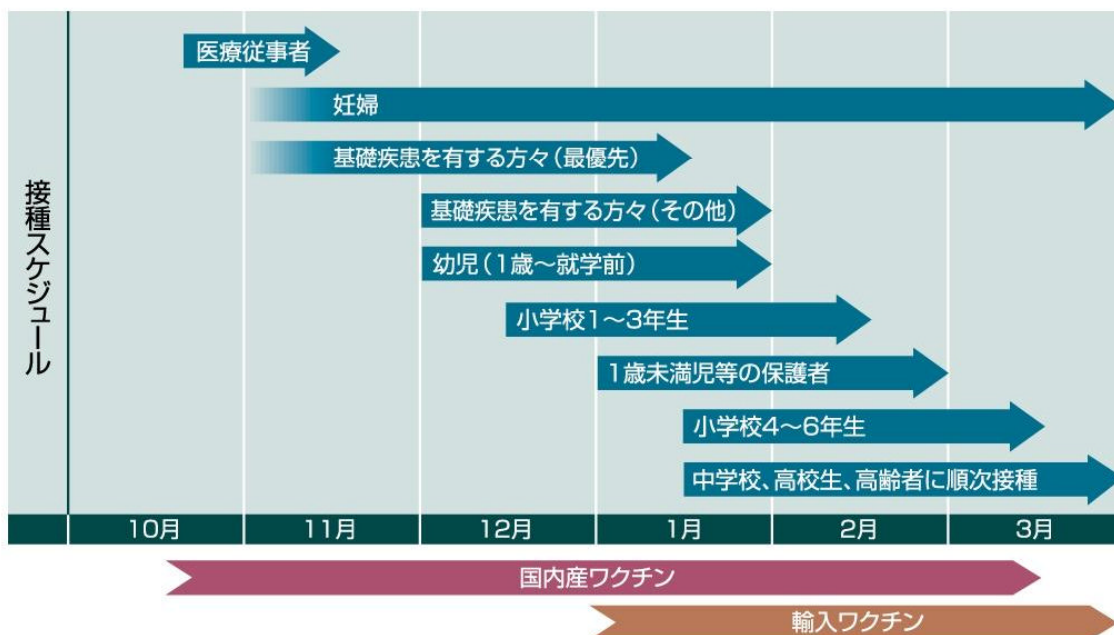


### ワクチン接種に当たっては効果とリスクを考慮してください

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、はれたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれではありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けていただくようお願いいたします。そのための情報は行政がすみやかに提供してまいります。

## 優先的に接種できる方々について……………

新型インフルエンザワクチンは、順次生産されていくため、より必要性の高い方々が早く接種できるような工夫が求められます。そこで、ワクチンの重症化予防という効果をふまえ、以下のとおり優先的に接種できる方々と接種の標準的なスケジュールを決めさせていただきました。なお、このスケジュールは対象者が全員接種（医療従事者を除き2回接種）すると仮定した場合のもので、したがって、実際にはこのスケジュールは前倒しになることも考えられます。接種回数については現在（10月20日）検討中です。



※ 上記以外の方々への接種については、上記の方々への接種状況をふまえ、対応していきます。

※ 「基礎疾患を有する方々（最優先）」とは、1歳から小学校3年生の方々とくに重症化のリスクが高い方々として、一定の基準に該当すると医師が判断した方々です。

## 接種場所について……………

内科、小児科、産婦人科等の医療機関で受けられます。供給されるワクチン本数には限りがあり、希望される方すべてに接種することは困難です。道志村診療所では、予約制とする方針ですが、基本的にはかかりつけの医療機関で接種してください。

## 接種費用について……………

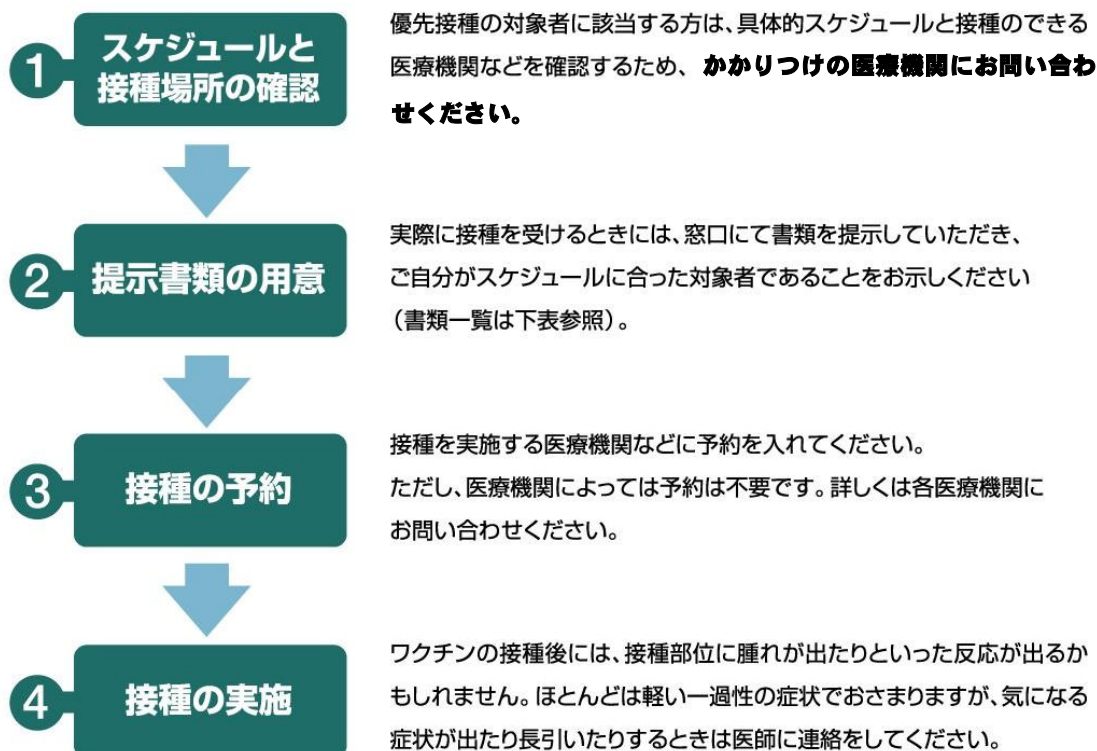
接種費用は実費を徴収させていただきます。2回接種の場合、全国一律で1回目=3600円、2回目=2550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円）となります。生活保護・住民税非課税世帯は、全額補助。その他の村民にも費用負担の軽減として、1人2,000円を助成いたします。

負担軽減対象者	生活保護世帯および市町村住民税非課税世帯	減免額	全額免除
	その他道志村に住所を有する人		1人2,000円

詳しくは住民健康課にお問い合わせください。

0554-52-2113

## 接種までの流れ.....



### 提示書類リスト

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ①基礎疾患を有する方々                          | → 「優先接種対象者証明書（かかりつけ医で発行）」<br>※かかりつけ医で接種する場合は必要ない。 |
| ②妊婦                                  | → 「母子健康手帳」  |
| ③1歳から小学校3年生                          | → 「母子健康手帳」又は「各種健康保険被保険者証」                         |
| ④1歳未満の小児の保護者                         | → 「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」                   |
| ⑤優先接種対象者の内、<br>身体上の理由で予防接種できない者の保護者等 | → 「優先接種対象者証明書（①の場合と同じ）」、<br>「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」  |
| ⑥小学校4年生から高校生に相当する年齢の方々               | → 「各種健康保険被保険者証」、「学生証」又は「住民票」                      |
| ⑦65歳以上の方々                            | → 「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」又は「住民票」                    |

# 新型インフルエンザワクチン Q&A

**Q** 季節性インフルエンザワクチンは  
新型インフルエンザにも効果がある  
のでしょうか？

**A** それぞれのワクチンはそれぞれのインフルエンザにしか効果がないと考えられています。季節性インフルエンザワクチンの接種を希望する場合(特に高齢者は接種することが望ましい)は、12月中旬頃までに接種をすることが望ましいとされています。なお、国内産の新型インフルエンザワクチンと、季節性インフルエンザワクチンを同時に接種することは、医師が必要と認めた場合に可能です。

**Q** 新型インフルエンザに感染した人でも、  
新型インフルエンザワクチンの接種が必要ですか？

**A** 一般的に、新型インフルエンザに感染して発症した方は、免疫を持っていると考えられるため、予防接種をする必要はないと考えられます。ただし、確実に新型インフルエンザに感染したと言えるのは、専門の検査(PCR検査等)でウイルスの確認が行われた方のみです。

**Q** 優先接種対象ではない人は接種できないのですか？優先接種対象者は  
新型インフルエンザワクチンを接種し  
なくてはならないのですか？

**A** 優先的な接種対象以外の方々についても、希望者が接種を受けられるようにする必要はあると考えています。優先接種が終了次第、流行の状況や接種の状況、供給量などを踏まえ、対応していきます。また、優先接種対象者の方々は、必ず接種しなければならないわけではありません。

**Q** 海外産と国内産は  
何が異なるのですか？

**A** 海外で製造されたワクチンは、①現時点では国内での使用経験・実績がないこと、②国内では使用経験のないアジュバント(免疫補助剤)が使用されていること、③国内では使用経験のない細胞培養による製造法が用いられているものがあること(国内産は鶏卵培養による製造のみ)、④筋肉への注射であること(国内産は皮下への注射)、⑤小児に対しては用量が異なることなどが、国内で製造されたワクチンと異なっています。今後、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種をはじめます。

●お問い合わせは

**道志村 電話相談窓口 ( 受付時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )**

**Tel. 0 5 5 4 - 5 2 - 2 1 1 3**

ホームページ <http://www.vill.doshi.lg.jp>

厚生労働省新型インフルエンザコールセンター(受付時間 10:00~18:00) **Tel.03-3501-9031**

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>